

○近畿地方整備局告示第37号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年 2月 21日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県道泉佐野打田線改築工事（和歌山県紀の川市重行字東中原地内から同市重行字東柳原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県紀の川市重行字東中原、字東柳原及び字西柳原地内
- 2 使用の部分 和歌山県紀の川市重行字東中原、字東柳原及び字西柳原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市重行字石原地内から同市重行字東柳原地内までの延長512mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道泉佐野打田線改築工事」（以下「本件事業」とい

う。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道泉佐野打田線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市内の大阪府境を起点とし、同市内の一般国道24号との接続点を終点とする延長約9kmの路線であり、大阪府泉佐野市を起点とする府道泉佐野打田線と接続して大阪府と和歌山県とを南北に連携する主要幹線道路である。

また、本路線は、一般国道24号や県道粉河加太線など紀北地域を東西に結ぶ広域幹線道路と接続し、さらに、国土交通大臣により整備が進められている京都府、奈良県及び和歌山県を結ぶ高規格幹線道路である一般国道24号「京奈和自動車道」と打田インターチェンジ（仮称）において接続する予定であり、自動車交通量の増加が予測されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多く、小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道等が設置されておらず、車道幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定値を満たさない区間が一部存在することから、車両と歩行者等の交通がふくそうし、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。

また、現道は、交通事故が多発するおそれ大きいことから、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項の規定に基づき、平成21年3月3日に特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定されている。

本件事業の完成により、歩道及び必要な車道幅員を有する道路が整備されることから、車両と歩行者等との交通が分離され、車両の安全かつ円滑な通行が確保されるほか、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、繁殖地となる樹木や採餌場となる水田の改変は極めて少なく、周辺に同様の生息環境が広く残存することから、本件事業の施行による影響は軽微であると予測されている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会との協議に基づき、慎重に工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、片側に歩道を有する2車線の道路を現道拡幅方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年8月18日に決定された都市計画と、のり面の形状及び本件区間における土地利用状況等を勘案した上で両側自転車歩行者道を片側歩道としたことを除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず歩道が設置されていないなど、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断され

る。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県紀の川市役所